

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：みづほ工業株式会社
(法人番号5220001006853)
業者の住所：石川県金沢市八日市5-562
- 2 指名停止措置期間：令和2年3月12日から
令和2年3月25日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：みづほ工業株式会社は、平成31年2月6日に富山県小矢部市内の民間工事現場において、屋根の上で作業していた下請業者の作業員が屋根から転落して死亡する事故を発生させた。
本件について、令和元年11月21日高岡簡易裁判所から、同社と同社の現場代理人は、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指名停止措置要領付表第1第8号「抜粋」

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該認定をした日から
8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2月以内